

(別紙1)

定 款
第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ジェリービーンズと称し、
英文で、JELLY BEANS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 婦人靴及び紳士靴の卸業及び小売業
2. 靴及び履物の製造及び販売
3. 不動産の賃貸借
4. 鞆、服飾雑貨及び生活雑貨等の仕入及び販売
5. フットケア等のリラクゼーション施設の運営及び管理
6. 健康食品等の製造、仕入及び販売
7. 化粧品等の製造、仕入及び販売
8. 美容器具製品の仕入及び販売
9. 時計及び貴金属の仕入及び販売
10. 美術品の仕入及び販売
11. アパレル商品の企画、製造及び販売
12. デジタルコンテンツの企画、製作及び販売
13. 貿易業及び貿易に関するコンサルティング業
14. 労働者派遣業及び有料職業紹介業
15. 芸能人、モデル、音楽家、映画監督、脚本家、演出家及びスポーツ選手等の育成及びマネジメント
16. 古物商
17. ブロックチェーン及びA I等の先進技術を利用したプラットフォーム、アプリケーション、各種トークン、電子認証等の企画、設計、開発、運営、管理、投融資、運用、提供及びその関連コンサルティング業務
18. 金融商品の取得、保有、運用及び投資並びに投資事業有限責任組合その他の事業を営む組合の組合財産の管理及び運用
19. 各種コンサルティング及び業務支援
20. 日常雑貨等の仕入及び販売
21. 家電等の仕入及び販売
22. 医療器具等の仕入及び販売
23. 酒類等の仕入、輸出入、卸売り及び小売業
24. 食料品、食品全般の仕入、輸出入、卸売り及び小売業
25. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、その総会において議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第19条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の設置)

第24条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の取締役の責任について、法令の定める最低責任限度額とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第33条 当会社に監査役を置く。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、1名とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の監査役の責任について、法令の定める最低責任限度額とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、1事業年度の途中において1回に限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 第41条及び前条の剰余金の配当が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則)

第45条 当社の設立時の本店所在場所は、東京都台東区上野一丁目16番5号とする。

- 2 当社の設立時代表取締役は、宮崎明とする。
- 3 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2026年1月31日までとする。
- 4 本条は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。